

都内中小企業者のインボイス対応を支援します！

～ インボイス制度の開始にともない発生するさまざまな経営課題の解決を後押しします ～

東京都は、都内中小企業者がインボイス制度への対応を検討又は導入するにあたって発生するさまざまな経営課題の解決をサポートするために、各種専門家を派遣します。

専門家派遣の概要について（令和5年10月5日(木)より受付開始）

対象： インボイス制度への対応を検討又は導入するにあたり発生する経営課題の解決を目指す都内中小企業者で、東京都中小企業振興公社が設置する「ワンストップ総合相談窓口」において経営相談を実施した上で、専門家派遣の必要性が認められた方

支援内容： 中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施（1社あたり最大4回まで）

《専門家派遣の特徴》

- ① 経営の安定化などに向けたアドバイスを行う専門家を無料で派遣
- ② 中小企業の支援ニーズに応じ、複数の専門家による支援も実施
※ ご希望に応じて、オンラインでの対応も可能

《支援の事例》

- 免税事業者を選択したが、取引の打ち切りや受取代金の減少が発生しており、新規顧客開拓について相談に乗ってほしい
- 課税事業者に移行したが、税金分を販売価格に適切に転嫁したい
注：事務代行（適格事業者の登録書類の作成や申請等）については、支援の対象外となります。

派遣期間： 令和6年3月29日(金) まで

受付期間： 令和5年10月5日(木) から 令和6年1月31日(水) まで



問合せ先： 東京都中小企業振興公社 総合支援課（千代田区神田佐久間町1-9）
「ワンストップ総合相談窓口」（平日9:00～17:00）にご相談ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/specialist/invoice.html>

電話：03-3251-7881

※ 上記窓口では、インボイス制度を含めた中小企業の経営に関する相談を幅広く受け付けており、順次相談体制を拡充してまいります。

【問い合わせ先】

■事業全般に関すること

産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4783

■申込・事業の詳細に関すること

東京都中小企業振興公社総合支援課

電話 03-3251-7881